

## ○経済産業省令第九十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十五条第三項の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(電気主任技術者試験の方法)	
<b>第六条</b> 電気主任技術者試験（以下単に「技術者試験」という。）は、これを分けて一次試験及び二次試験とする。ただし、第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、二次試験を行わないものとする。	<b>第六条</b> 電気主任技術者試験（以下単に「技術者試験」という。）は、一次筆記試験（以下単に「一次試験」という。）及び二次筆記試験（以下単に「二次試験」という。）の方法により行うものとする。ただし、第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、二次試験を行わないものとする。
2   一次試験は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験により行うものとする。	2   一次試験は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験により行うものとする。
3   二次試験は、一次試験に合格した者及び次項の規定により一次試験を免除された者について、筆記試験により行うものとする。	2   二次試験は、一次試験に合格した者および次項の規定により一次試験を免除された者について行なうものとする。
4   【略】	3   【略】

備考 表中の「」は注記である。

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則